

久納会計FAXニュース



Kunoh Accounting Office

久納公認会計士事務所

コロナ感染症緊急経済対策その③

新型コロナウイルス感染症の蔓延から、半年ほど経ちましたが、一向に収束する気配がありません。企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。

その中で売上の急減に直面する企業の事業継続を下支えするため、政府より支援策である「家賃支援給付金」が創設され、受付が開始されました。

「家賃支援給付金」

＜申請方法＞

経済産業省のホームページより申請手続きを行ってください。 (<https://yachin-shien.go.jp/>)

ホームページ上で申請が行えない場合は申請サポート会場が設けられています。

＜対象要件＞

令和2年5月～12月の期間の内

(イ) 1ヶ月の売上が前年比で50%以上減少

(ロ) 連続する3ヶ月の売上合計が前年比で30%以上減少

(ハ) 他人の土地・建物をご自身で営む事業のために使用し、賃料を支払っている（駐車場や資材置き場などの地代も含まれます）

上記条件の(イ)又は(ロ)どちらかに該当した上で(ハ)にも該当する必要があります。

＜給付の対象外となる地代・家賃＞

- ① 2020年3月31日の時点で、無効な賃貸借契約となっている。
- ② 2020年4月1日以降に新規賃貸借契約をした
- ③ 申請日より直前3カ月間の賃料の支払実績がない
- ④ 転貸（又貸し）のみ
- ⑤ 貸主と借主が実質的に同じ人物、配偶者または一親等以内となっている（※1）

※1 ご自身所有の自宅や土地を会社に貸して収入を得ている法人の場合は支援給付の対象外となります。

＜主な添付書類＞

- (1) 誓約書（※1）
- (2) 売上が減った月・期間の前年度の確定申告書別表一の控え
- (3) (法人) 法人事業概況説明書の控え (個人) 所得税青色申告決算書
- (4) 受信通知（※2）
- (5) 申請の対象とする売上が減った月・期間の売上台帳など
- (6) 賃貸借契約書の写し
- (7) 直前3か月間の賃料の支払い実績を証明する書類（※3）
- (8) 給付金の振込先口座の法人名義の通帳表紙・1・2ページ目

※1 家賃支援給付金のHPよりダウンロード出来ます。

※2 私共が確定申告を作成し電子申請している場合は、添付の必要はありません。紙申請の場合は提出が必要となります。

※3 銀行通帳の表の写し及び家賃等の支払金額が記載されている箇所写し。その他の提出要件を満たす資料として、銀行取引明細書（振込明細書）、領収書があります。

＜給付額＞

・法人の場合

給付額は月額給付額(月上限100万円、消費税含む)を6倍した最大600万円まで受給することが出来ます。

月額給付額の算定方法は、月額賃料75万円以下は月額賃料×2/3であり、月額賃料75万円超は50万円と月額75万円を超えた金額×1/3を合算する方法となります。その月額給付額を6倍した額が給付金となり受給出来ます。

具体例

- ① 2店舗分の家賃月20万円の家賃と地代10万円の場合：30万×2/3×6ヶ月＝120万
- ② 事業所1か所の家賃180万円の場合

50万円*+[(180万円-75万円)×1/3]×6ヵ月
=510万円 が給付額となります。

*75万円×2/3=50万円

・個人の場合

給付額は月額給付額(月上限50万円、消費税含む)を6倍した最大300万円まで受給することができます。個人名義で借りている住宅を事業用で使用している場合には、事業用として税務申告をしている金額が対象となります。

月額給付額の算定方法は、月額賃料37.5万円以下は月額賃料×2/3であり、月額賃料37.5万超は25万円と月額37.5万円を超えた金額×1/3を合算する方法となります。その月額給付額に6倍した額が受給できます。

具体例

- ① 住宅兼事業用の家賃を毎月7万円支払っており、事業用分が3万円の場合：3万円×2/3×6ヵ月=12万円
- ② 月額賃料50万円：25万円*+[(50万円-37.5万円)×1/3]×6ヵ月分=175万円
*37.5万円×2/3

なお、住宅ローンの返済は支援給付金の対象外となっております。

<申請時の注意点>

- ① 給付金の申請日から直近1か月の支払賃料が月額給付の基礎額となり算定されます。通常月額賃料12万円のところ、6万円の減免を受けている最中に、申請を行ってしまうと、本来48万円(月額12万円×2/3×6ヵ月)の給付を受給できるところ24万円(月額6万円×2/3×6ヵ月)の受給となってしまいます。
- ② 共益費、管理費は契約によっては給付額算定の基礎に含まれる場合があります。賃料について規定された契約書と同一の契約書に記載がある場合は給付額の算定に含めます。別の契約書にて規定された契約の場合には算定基礎額に含まれません。

このようにいろいろ制約が厳しいため、私どもの事務所でも申請できるお客様は思ったほど多くないようです。

【医療機関・薬局・歯科等への支援制度】

新型コロナの感染拡大を防ぐ取り組みを行っている医療機関・薬局・歯科等においては、「医療機関・薬局等における感染拡大防止等の支援」を受けることが出来ます。

補助額として、病院は200万円+5万円×病床数、有床診療所(医科・歯科)は200万円、無床診療所(医科・歯科)100万円、薬局70万円になります。補助の対象経費は感染拡大前に従事している者と通常の医療提供を行う者の人件費以外の経費となっており、感染拡大防止対策や診療体制確保等に掛かった経費のみならず幅広く対象となっているようです。申請書提出先は概算申請か精算申請かによって異なり、それぞれ国保連と都道府県となります。2回目以降の申請を受け付けていないため、補助上限額を受給されようとするなら、経費が上限額に達した後に申請を行う方が良いかと思われます。

また、「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」の支援もあります。特定の医療機関に該当した場合は医療従事者及び職員数に応じて、慰労金を給付するという支援になります。

名古屋市独自支援の「新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援金」の**申請期日が8月31日までとなっております**ので、申請がまだでしたらご注意ください。対象事業者は幅広く、特定期間に事業を継続しており、個人消費者と対面して商品・サービスを提供している事業者が対象となります。

今回は家賃支援給付金の一般的な申請についてご説明致しましたが、4月1日以降に契約を更新した場合は添付資料が別途必要となるような特殊事例もありますのでご不明な点がございましたら、お気軽に担当者までお問い合わせ下さい。

以上